

全国非開削普及協議会規約

全国非開削普及協議会

全国非開削普及協議会定款

第一章 総 則

<名 称>

第1条 本会は、全国非開削普及協議会（以下「本会」という）称する。

<事務所>

第2条 本会は、事務所を
『東京都八王子市左入町 87-1
TEL042-696-5200 FAX042-696-5237』に置く。

<目 的>

第3条 本会は、非開削工法（以下「本工法」という）の普及、工事量の拡大及び技術の向上により、本工法の健全な発展を図ること、並びに会員相互の親睦を図ることを以って目的とする。

<事 業>

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地方自治体へのプレゼンテーション
- (2) シュミレーションのフィードバック
- (3) リース情報の提供
- (4) 本工法についての調査研究、施工技術の改善及び歩掛の研究
- (5) 本工法についての普及、宣伝、工事量の拡大
- (6) 講演会、研究会等の開催、及び関係資料、図書の刊行
- (7) 前各号の他、本会の目的を達成するために必要な事業

第二章 会 員

<種別及び資格>

第5条 本会の会員は、次のメンバーで構成する。

- (1) 正会員（建設業者、機械メーカー、管材メーカー、
機材リース業者、商社、等）
- (2) 賛助会員（各種工法協会等の民間団体）
- (3) 名誉会員（地方自治体及び公共各種団体）
- (4) 特別会員（コンサルタント）

<入 会>

第6条 本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を本会事務局へ提出する。

<入会金及び会費>

第7条 本会は、基本的には、入会金、は徴収しない。但し、EGSM 工法研究会入会金
— 2,000 千円
会費は年会費として次の通り徴収する。ただし、名誉会員、特別会員は徴収しない。

正会員 — 1 2 0 千円

賛助会員— 2 0 0 千円

<退 会>

第8条 1. 会員は、退会しようとする時は、理由を付した書面により、本協議会事務局へ提出する。

2. 前項の規定にかかわらず、会員が次の各号の一に該当する場合は資格を喪失し、退会したものとみなす。

(1) 死亡、及び解散

<除 名>

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合は、除名することができる。

- (1) 本会の目的達成、又は業務の運営を故意に妨げた時
- (2) 本会の名誉を毀損する行為のあった時

<搬出出品の不返還>

第10条 既納の金品は返還しないものとする。

第三章 役員

<種類及び定数>

第11条 1. 本会に次の役員を置く。

会 長 1名
副会長 2名以内
理 事 20名以内（会長、副会長及び専務理事を含む）
監 事 2名

2. 本会に専務理事2名を置くことができる。

<選 任>

第12条 1. 理事及び監事は、会員のうちから選任する。
但し、理事若干名に限り、会員以外のものから選任することができる。

2. 前項の規定にかかわらず、補欠の役員は理事会で選任する。

3. 会長、副会長、及び専務理事は理事の互選とする。

4. 理事、及び監事は相互に兼ねることができない。

<任 期>

第13条 1. 役員任期は2年とする。
但し、再任を妨げない。

2. 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3. 役員は、辞任、又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を遂行しなければならない。

<職 務>

第14条 1. 会長は本会を代表し、業務を総括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時は、あらかじめ会長が定める順序に従い、その職務を代行する。

3. 理事は理事会を組織し、その決議に基づき業務を執行する。

4. 専務理事は会長、及び副会長を補佐し、理事会の定める処に従って、本

会の業務を処理する。

5. 監事は民法第 59 条の職務を行う。

<顧問等>

第 15 条 1. 本会に顧問、相談役、及び参与を置くことができる。

2. 顧問、相談役は、本会に理解していただける方の学識経験者のうちから、理事会の決議を経て会長が委嘱する。

3. 顧問、相談役は、会長の諮問に応え、又は会長の要請のある場合は、理事会に出席して意見を述べるることができる。

4. 顧問、相談役の任期は、役員任期に準ずる。

<解 任>

第 16 条 1. 役員が役員としてふさわしくない行為にあった時は、理事会に出席した役員 4 分の 3 以上の同意を得て、解任することができる。

2. 前項の規定により役員を解任しようとする時は、当該役員にあらかじめ通知すると共に、解任の議決を行う理事会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

第四章 会 議

<会 議>

第 17 条 本会の会議は総会、及び理事会とし、総会は通常総会、及び臨時総会とする。

<構 成>

第 18 条 総会は会員をもって構成する。

<機 能>

第 19 条 1. 総会はこの定款に規定するもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 規約の改正、廃止
- (2) 役員を選任、解任
- (3) 予算、及び決算の承認
- (4) 事業計画の決定、事業報告の承認
- (5) その他、本会の運営に関する重要な事項

2. 理事会はこの定款に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会に議決した事項の執行に関与すること
- (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関すること

<招 集>

第 20 条 1. 通常総会は、毎年 1 回事業年度終了後 3 ヶ月以内に会長が招集する。

2. 臨時総会は、理事会が必要と認め、又は会員の 5 分の 1 以上、若しくは、監事から会議の目的たる事項を記載した書面により請求があった場合に、1 ヶ月以内に会長が招集する。

3. 理事会は会長が招集する。

4. 理事の 4 分の 1 以上から理事会開催の請求があった場合は、理事会を開かなければならない。

5. 総会を招集する時は、総会の構成する会員に対し、総会の目的たる事項、及びその内容、並びに日時、及び場所を示して、開催日の 14 日前までに文書をもって通知しなければならない。

6. 理事会を招集する時は、理事に対し、理事会の目的たる事項、及びその内容、並びに日時、及び場所を示して、開催日の14日前までに文書をもって通知しなければならない。

<議 長>

第21条 総会の議長、及び理事会の議長は会長があたる。

<定足数>

第22条 総会においては会員、理事会においては理事の、それぞれ2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

<議 決>

第23条 会議の議事は、本定款に規定するもののほか、会議に出席した会員、又は理事の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は議長がこれを決す。

<書面表決等>

第24条 会議に出席できない会員、又は理事は、あらかじめ通知された事項につき書面をもって表決する。又は他の出席構成員に、代理人として表決委任する。その場合の会員、又は理事は出席したものとみなす。

<議事録>

第25条 1. 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会員又は理事の現在数
- (3) 会議に出席した会員数又は理事の氏名(書面表決者及び委託者を含む)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には議長、及び出席会員、又は理事のうちから、その会議において選出された議事録署名人2名以上が署名捺印しなければならない。

第五章 資産及び会計

<資産の構成>

第26条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 年会費
- (3) 補助金
- (4) 寄付金品
- (5) 財産から生ずる収入
- (6) 事業に伴う収入
- (7) その他の収入

<資産の管理>

第27条 本会の資産は、理事会の議決に基づき事務局が管理する。

<経費の支弁>

第28条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

<決算>

- 第29条
1. 本会の事業計画は事務局が作成し、毎年、事業年度開始前に、総会の議決を得なければならない。
但し、やむを得ない事業があるため、その承認を得れない場合は、その事業年度開始の日から3ヶ月以内に承認を得るものとする。
 2. 事業報告、収支決算、及び財産目録は事務局が作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

<事業年度>

第30条 本会の事業年度は、7月1日から翌年6月30日までとする。

第六章 定款の変更及び解散

<定款の変更>

第31条 この定款は、総会に出席した会員の4分の3以上の同意を得なければ、変更することができない。

<解散及び残余財産の処分>

第32条 1. 本会は、民法68条第1項第2号から4号まで、及び第2項第2号の規定によるほか、総会において、出席会員の4分の3以上の議決を得て解散する。

2. 本会の解散時に有する残余財産は、総会において、出席した会員4分の3以上の同意を経て、本会の類似の目的を有する他の団体に寄付することができる。

第七章 雑 則

<部会及び研究会>

第 33 条 第 4 条に規定する事業を円滑に行うため、部会及び研究会を設けることができる。

<事務局>

- 第 34 条
1. 本会の事務を処理するため、事務局を置く。
 2. 事務局に事務局長、及び職員若干名を置くことができる。
 3. 事務局長は理事会の議決を経て会長が任命する。
 4. 事務局、事務局長、及び職員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

<委 任>

第 35 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

附 則

この定款は、平成 16 年 7 月 31 日から施工し、平成 16 年 8 月 1 日から適用する。

・改定平成 22 年 4 月 9 日臨時理事会において承認

- ① 本部事務所の移転、
- ② 平成 22 年 4 月 9 日以降新規入会会員で EGSM 工法研究会入会の場合は入会金を徴収する。項目追加